

# 平成 29 年度 住宅リフォーム支援事業補助金

## 事業の目的

魚沼市では、個人住宅等の質の向上を図り、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び空き家を活用した定住促進を目的として、一定の要件を満たしたリフォーム工事を対象にその費用の一部を補助するものです。

## ◇補助制度の概要◇

### 1. 補助を受けられる人（申請できる人）

- ① 魚沼市に住民登録している方で対象となる住宅の所有者又は、その居住者  
※「空き家活用」をされる場合は市外の方でも申請可能です。
- ② 申請者及びその世帯員全員に市税の滞納がないこと
- ③ 過去に補助を受けた方も通算 2 回まで申請可能（ただし同年度は 1 回限りです。）

### 2. 対象となる建物

- ① 申請者が所有し、現に居住している住宅
- ② 併用住宅は、居住部分のみ対象（共用部分は面積按分にて算出します。）
- ③ 空き家活用については、1 年以上居住が無く、当市の固定資産税課税台帳に登録されている住宅

### 3. 対象となる工事

- ① 個人住宅のリフォーム（改修・修繕・一部増築）工事（裏面例を参照）
- ② 他の補助金の対象となっていない工事
- ③ 平成 29 年 4 月 1 日以降の契約で、平成 30 年 2 月末日までに工事費の支払が完了し、実績報告書の提出ができる工事  
※補助金申請受付前の工事着工は認められませんのでご注意ください。

### 4. 施工業者・工事経費等の条件及び補助要件・補助金額

- ① 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者が行うリフォーム工事
- ② リフォーム工事に要する総工事費から対象外となる製品・設備等を除いた補助対象工事費（税抜き）が、下記の要件に該当する工事費（下限）以上であること

種 別（対象者）	要 件 等	対象工事費（下限）	補助率	補助限度額
一 般	世帯要件に該当しないもの	20 万円	20%	10 万円
世帯要件	高齢者世帯・子育て世帯等	10 万円	40%	20 万円
空き家活用（転居）	市内に居住し新たに空き家に転居	50 万円	30%	60 万円
空き家活用（転入）	市外に居住し新たに空き家に転入	50 万円	50%	100 万円

## 申 請 受 付

【受付期間】 平成 29 年 4 月 17 日（月）～平成 29 年 5 月 19 日（金）※土日・祝日は除く

【受付時間】 8：30～17：00 ※12：00～13：00 は除く

【受付場所】 広神庁舎 1 階 相談室（土木課 都市整備室 カウンター前）

※上記の申請窓口以外では受付できません。

【申請方法】 ★施工業者と契約書を交わし、必要書類を添付して提出してください。

★申請用紙等は、申請窓口及び北部振興事務所、入広瀬分室、各市民センター、  
税務課管理収納室または市のホームページで入手できます。

（ URL : <http://www.city.uonuma.niigata.jp/> ）

※補助枠 3, 000 万円に達した場合は抽選とします。なお、受付期間中に補助枠に達しない場合は、期間以後に先着順で申請を受付けます。

【お 問 合 せ 先】

土木課 都市整備室 建築住宅係（魚沼市今泉 1488-1） TEL025-799-3134（直通）

## ◇住宅リフォーム支援事業補助対象一覧（例）◇

※工事内容について、ご不明な点は契約を行う前に担当課窓口でご確認をお願いします。

No.	改修等内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え、塗装、外壁の補修等の外装工事	可	屋根材、壁材などは補助対象
2	壁紙の張替え、床、天井などの内装工事	可	壁紙、床材などは補助対象
3	間取りの変更、防音、断熱化の工事	可	材料費などは補助対象
4	浴室、台所、トイレ等の水周りの改修工事	可	一部製品は補助対象外
5	建具、畳、窓ガラス、サッシ等の交換・修繕に要する工事	可	建具、畳、窓ガラス、サッシ、雨戸、網戸は補助対象
6	高床式住宅の1階部分の改修工事	可	RC部分の亀裂、破損等対象
7	住宅のバルコニー等の設置、補修工事	可	1階部分バルコニー増設は対象外
8	外構、庭、造園、門扉、ブロック塀などの工事	否	住宅ではないので対象外
9	住宅以外の建物（別棟の倉庫、車庫等）の工事	否	住宅ではないので対象外
10	公共下水道接続工事の内、建物外の排水設備工事	否	住宅ではないので対象外
11	井戸及び井戸を利用した屋根の消雪施設に関する工事	否	
12	家庭用電化製品の取り付けに関する工事	否	改修工事ではないため対象外
13	県および市が実施する他の補助金等の対象となる工事	否	同じ工事に対しては利用できません

種別	補助対象外製品等
家電製品	テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄機、照明器具等
厨房製品	システムキッチン、ガスコンロ、IH調理器、換気扇等
衛生設備製品	ユニットバス、トイレ便器、洗面化粧台、給湯設備等
施設設備等	冷暖房設備、空調設備、発電設備、落雪防護柵、シャッター、カーテン等

※上記のほか、製品等で1個1万円以上のものも補助対象とはなりません。製品等でご不明な点は、担当課へお問合せください。

## ◇平成29年度の変更点◇

- ★ 補助対象工事の内容変更及び当初交付決定額の増・減額について  
当初交付決定を受けた工事内容を変更しようとする場合は、「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定されたものに限り補助対象とします。（ただし、対象者種別の補助限度額内）
- ★ 空き家の定義について  
「1年以上居住が無く、市の固定資産税台帳に登録されている住宅」とします。
- ★ 申請書（当初及び変更）・実績報告書等の添付書類について  
工事請負契約書、写真（着手前・工事中・完了後）、図面等の添付書類を必須とします。  
※提出されない場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ★ 市税の納税証明書について  
申請者及びその世帯員全員が滞納していないこととします。